

## 平成30年度 第2回板倉区地域協議会 次第

日 時：平成30年5月22日(火)  
午後5時30分から

場 所：板倉コミュニティプラザ  
市民活動室、市民ホール

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 所長あいさつ

### 4 報 告

- ・板倉区の小学校の在り方に関する意見書の回答について

資料1

### 5 協 議

#### (1) 地域活動支援事業のヒアリングについて

- ・平成30年度板倉区地域活動支援事業採択方針等について
- ・地域活動支援事業ヒアリング事業一覧（割振表）

資料2

資料3

#### (2) その他

### 6 そ の 他

～地域活動支援事業ヒアリング～

(会場：市民ホール)

### 7 閉 会

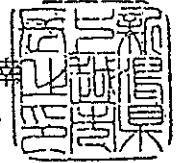
- ・次回 5月30日(水) 午後6時～ 第3回板倉区地域協議会  
板倉コミュニティプラザ 市民活動室



上総教第 2846 号  
平成 30 年 5 月 7 日

板倉区地域協議会  
会長 平井 達夫 様

上越市長 村山 秀幸  
(教育委員会 教育総務課)



板倉区の小学校の在り方に関する意見について (回答)

平成 30 年 3 月 28 日付けで提出のあった板倉区の小学校の在り方に関する意見書について、下記のとおり回答します。

記

板倉区地域協議会におかれましては、区内における小学校の在り方について、平成 26 年度から 4 年間に渡りご審議いただくとともに地域住民の皆様のご意向の取りまとめに尽力いただきましたことに、深く感謝申し上げます。

学校の適正配置につきましては、教育委員会で、平成 22 年 3 月に上越市学校適正配置審議委員会からの意見を基に、当市における適正な学校規模を「上越市立小中学校適正配置基準」として定め、小規模校や過大規模校の課題の解消に取り組んでまいりました。

板倉区内においては、現在、宮嶋小学校、山部小学校の 2 校が、複式学級が常態化している状況にあり、教育委員会としても両校の児童にとってより良い教育環境を整備する必要があると認識しております。

つきましては、板倉区内の望ましい学校の在り方について、教育委員会として保護者をはじめ地域の皆様のご意向を確認するとともに、意見書でいただいた、針小学校、宮嶋小学校、山部小学校の 3 校を早期に統合することについて、地域の皆様と一緒に検討を進めることといたします。

また、統合に向けた検討に当たりましては、今後の板倉区内における児童数の推移や小中連携の視点を踏まえ、将来的な板倉区内での学校統合の可能性について継続して見定めていくことが重要と認識しており、豊原小学校区の関係者の皆様からも協議に参画いただきたいと考えております。

なお、教育委員会では、学校適正配置基準の策定から 8 年が経過し、小中学校に入学する児童生徒数の減少がさらに進む状況にある中、今後は当市の現状に見合い、かつ将来を見据えた指針となるよう学校適正配置基準の見直しを図るとともに、複式学級の発生が見込まれる学校に関して、教育委員会が主体となり、保護者をはじめ地元町内会や地域協議会に当該校を取り巻く状況の説明を行っていく予定としています。



## 平成30年度板倉区地域活動支援事業採択方針等

### 1. 板倉区の採択方針

#### 《優先して採択すべき事業》

板倉区の持つ資源と交通上の立地の優位性を生かし、内外の交流を促進することにより地域の活力を高めることを目標に、地域住民が自主的に取り組む事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択すべき事業とする。

#### ①板倉区の魅力を発信する事業

キャッチフレーズの作成や、インターネットの活用等により板倉区の歴史・文化・特産物の情報や魅力を広く発信する事業

- (例)・ホームページを構築し地域やイベントを紹介する事業
- ・ガイドブックを作成し、観光スポットを紹介する事業

#### ②板倉区の歴史・文化を伝承する事業

板倉区の歴史・文化の保存や伝統行事を復活させる事業

- (例)・伝統文化である神楽や踊りを保存・継承する事業
- ・地域に伝わる昔話を紙芝居にし、上演する事業

#### ③板倉区の新たな価値を創り出す事業

板倉区の様々な資源を観光や産業振興に結び付ける事業

- (例)・地域の観光資源を整備し、説明員を育成して観光客を呼び込む事業
- ・区内にある貴重な資源（自然・物）を活かし、体験やイベントを行う事業
- ・観光振興のため研究会を開催する事業

#### ④地域や世代をつなぐ事業

複数の地域・団体間の交流や、子供から高齢者までの世代間交流を促進する事業

- (例)・まちづくりのためのフォーラムを開催する事業
- ・複数の団体と協力し地域おこしのイベントを開催する事業
- ・中学生が地域やイベントで楽器を演奏し、地域と交流する事業

#### 《その他の事業》

優先して採択すべき事業以外の事業で、地域の課題解決や活力向上に資すると認められる場合は採択すべき事業とする。

#### 《補助対象としない事業》

- ・防犯灯のLED整備事業
- ・申請団体のみの交流促進に留まる事業

#### 《補助対象としない経費》

イベントで不特定多数に料理を振る舞う場合等は、受益者負担とする。

## 2. 審査項目

項目	内 容	審査の方法
ア 採択方針	提案事業が「優先して採択すべき事業」、「その他の事業」、「採択すべきでない事業」のいずれに該当するかを審査する。	該当項目に○印
イ 共通審査基準	提案事業が「審査項目の基準を満たしているか」を視点に採点する。(全 28 地域自治区 (全市) で共通)	5 点満点で採点

### 《イ 共通審査基準》

審査項目	審 査 の 視 点	配点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。</li> <li>全市的な方向性と合致しているか。</li> <li>提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。</li> </ul>	5 点
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の実情や住民要望に対応したものか。</li> <li>地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。</li> <li>緊急性の高い提案事業であるか。</li> <li>ほかの方法で代替できないものであるか。</li> </ul>	5 点
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標 (達成すべきこと) や事業内容が明確なものか。</li> <li>関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。</li> <li>資金調達の規模や時期に無理はないか。</li> </ul>	5 点
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。</li> </ul>	5 点
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。</li> <li>提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。</li> <li>事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。</li> </ul>	5 点
合 計		25 点

#### 《配点の目安》

- 5 点…優れている
- 4 点…やや優れている
- 3 点…普通
- 2 点…やや劣っている
- 1 点…劣っている

※「採択すべきでない事業」に該当すると判断した場合は、共通審査基準の採点は行わない。

#### 《その他考慮すべき事項》

- ①過年度に採択された事業で、同一団体から同一内容の事業が提案された場合、3 回目以降は、地域協議会で事業の必要性、発展性について十分確認・審査し、採択の可否を判断する。

- ②複数年度に及ぶ事業は、申請時に提案書に長期計画であることが明記されていれば、採択回数は限定しないこととする。
- ③備品（※）については、備品購入が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、それらを利用して住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断する。なお、備品購入を行う場合は、レンタル等で導入経費を削減できない理由や、償却期間までの活用予定、管理体制等を確認する。
- （※）備品とは、耐久年数が1年以上で、長期間にわたりその形状を変えずに繰り返し使用できるものをいう。1回限りで使い切るまたは使うにつれ量が減る文房具や紙類等の消耗品と区別する。
- ④工事や修繕については、工事等の実施が地域の課題解決や活力向上に不可欠であるとともに、工事等が住民及び団体が活動を行うために必要であるかを判断する。

### 3 審査に関する事項

#### （1）補助率

- ・補助対象経費に対し、10/10以内とする。

#### （2）補助金額の上限及び下限

- ・補助金額の下限は5万円以上、上限は100万円とする。
- ・ただし、単年度での事業実施が必要不可欠と認められる場合に限り、100万円を超える補助金額とすることができる。

#### （3）ヒアリング・プレゼンテーション

- ・提案者（団体）へヒアリングを行う。

#### （4）事業提案者に地域協議会委員が含まれる場合の取扱い

- ・地域協議会委員が提案団体の代表者又は担当者の場合は、当該事業の審査から外れる。

### 4 審査方法

#### （1）事務局による事業説明

- ・提案事業一覧及び提案書
- ・現地確認

#### （2）提案者へのヒアリング

- ・提案者へ質問・回答

#### （3）採点票の記入

- ・各委員（無記名）は、評価結果を採点票に記入する。
- ・採択方針との整合については、提案された事業が「優先して採択すべき事業」、「その他の事業」、「採択すべきでない事業」のどの項目に該当するか、いずれか1つに○印を記入する。

- ・共通審査基準については、各審査項目に5点を配点し、1事業当たり25点満点とする。ただし、「採択すべきでない事業」に該当すると判断した場合は、共通審査基準の採点を行わない。
- ・各項目を5段階評価し、0点は付けない。
- ・地域協議会委員が提案団体の代表者又は担当者の場合は、提案事業の審査はできない。

#### (4) 採点票の回収、採点結果一覧の作成

- ・総合事務所は、共通審査基準の各審査項目の平均点とその合計の算出等を行う。
- ・板倉区の採択方針との整合及び共通審査基準の合計が高い順に申請事業を並べ替えた一覧を作成する。

#### (5) 採択すべき事業、採択すべきでない事業についての協議

##### ①板倉区の採択方針との整合の審査

- ・委員の過半数が「優先して採択すべき事業」と判断した事業は「優先して採択すべき事業」とする。
- ・委員の過半数が「その他の事業」と判断した事業は「その他の事業」とする。
- ・委員の過半数が「採択すべきでない事業」と判断した事業は「採択すべきでない事業」とする。
- ・「優先して採択すべき事業」と「その他の事業」がともに過半数で同数だった場合は「優先して採択すべき事業」とする。
- ・「優先して採択すべき事業」と「採択すべきでない事業」がともに過半数で同数だった場合は「優先して採択すべき事業」とする。
- ・「その他の事業」と「採択すべきでない事業」がともに過半数で同数だった場合は「その他の事業」とする。
- ・どの項目も過半数に達さなかった場合、「優先して採択すべき事業」と「その他の事業」の合計が過半数に達する場合は「その他の事業」とする。

##### ②共通審査項目の最低基準の設定

- ・各審査項目の平均点の合計が10点以下の事業は、「採択すべきでない事業」とする。

#### (6) 採択すべき事業の選定及び助成金額の確認

- ・「優先して採択すべき事業」は、得点が上位の事業から採択すべき事業とする。
- ・「優先して採択すべき事業」は、内容を精査し採択額を決定するが、採択額は補助金希望額とならない場合がある。
- ・採択額は今年度の板倉区配分額の範囲で決定する。
- ・配分額に余りがある場合に限り、「その他の事業」の得点が上位の事業から採択すべき事業とする。
- ・残額が生じた場合は、必要に応じて追加募集を行う。

#### (7) 事業実施者等への地域協議会の意見の取りまとめ

- ・「採択すべき事業」については、事業実施者に対し、事業の執行上配慮すべき点の取りまとめを行う。

- ・「採択すべきでない事業」については、事業提案者に対し、不採択理由等の取りまとめを行う。

## 5 スケジュール

- |                                    |         |
|------------------------------------|---------|
| ① 事前相談の受付：                         | 3/1～    |
| ② 地域活動支援事業活動報告会の開催<br>(採択基準の説明含む)： | 3/22    |
| ③ 募集要項等の配布開始：                      | 3月下旬～   |
| ④ 提案の募集期間：                         | 4/1～5/2 |
| ⑤ 地域協議会での審査：                       | 5月中旬～   |
| 提案事業一覧表・提案書の写しの配付                  | 5月中旬    |
| 審査手順の確認・現地確認                       | 5月中旬    |
| ・提案者へのヒアリング                        | 5月下旬    |
| 採点票の提出                             | 5月下旬    |
| 採択すべき事業等の審査                        | 5月下旬    |
| ⑥ 採択すべき事業の決定・公表：                   | 6月上旬～   |
| ⑦ 補助金の交付決定・事業の実施：                  | 6月中旬～   |
| ⑧ 追加募集の実施                          |         |
| 1次募集事業の審査終了後、改めて審議する。              |         |

## 平成30年度 地域活動支援事業ヒアリング事業一覧（割振表）

説明 順番	事業の名称	団体等の名称	説明開始時間
1	～恋する高原～ 板倉区光ヶ原高原にぎわい創出事業	板倉区光ヶ原高原にぎわい創出実行委員会	午後6時20分
2	玄藤寺池あやめの里創出事業	あやめを愛する会	午後6時28分
3	絆の森づくり事業（地すべり災害跡地復興事業）	国川自治区	午後6時36分
4	みよしの里美化事業	みどりやすらぎグループ	午後6時44分
5	地域に残る伝説の紙芝居作成と情報保存事業	寺野玉手箱グループ	午後6時52分
6	市民参加による演劇公演事業	寺野の自然と暮らそうサポートセンター	午後7時00分
7	寺野地区の魅力発信のための「積雪世界一」周知事業	寺野地区活性化推進委員会	午後7時08分
8	箕冠城址公園観光・美化事業	山部地区連絡協議会	午後7時16分
9	板倉ネクストシアター事業	くびきの演劇人連盟	午後7時24分
10	「ふしんの里いたくら歴史散歩」改訂版作成および地元の歴史・伝承普及活動事業	板倉郷土史愛好会	午後7時32分
11	栗沢桜の里づくり事業	栗沢桜の里をつくる会	午後7時40分
12	増村朴斎先生生誕満150年記念遺墨展並びに恩師・詩友遺墨お宝展事業	特別展実行委員会	午後7時48分
13	県道上越飯山線改良促進に向けた光ヶ原高原の活用支援事業	光ヶ原夏まつり実行委員会	午後7時56分



平成30年度 地域活動支援事業提案受付一覧 (担当課所見)

当日配布資料

受付番号	事業の名称	団体等の名称	板倉区採択方針	事業費等(単位:千円)		事業内容の概要	過去の提案状況(下線は同一事業)	長期計画に基づく事業	担当課所見				
				事業費	補助希望額				担当課	依頼日	回答日	所見	特記事項
1	玄藤寺池あやめの里創出事業	あやめを愛する会	①、③	230	229	地域の景観名勝(玄藤寺池あやめの里)の創出を目的にあやめの里の整備を行い、あやめ祭りやサツマイモの収穫祭を行うことで板倉区の交流人口の拡大を目指す。	H26, H27, H28		農業委員会事務局	5月14日	5月16日	課題なし	問合せの土地はいずれも農地ではないため、農業委員会として問題なし。(登録地目は保安林、山林)照会の結果、使用される土地が長嶺・坂井・戸狩3町内の共有地であるとする、所在地は玄藤寺ではなく、中四ツ谷字田入山と思われるので、総務・地域振興グループで再度確認いただきたい。
2	絆の森づくり事業(地すべり災害跡地復興事業)	国川自治区	④	666	665	地すべり災害跡地の再生に向け、樹木などを植栽する。植栽活動にあたっては、地域住民のほか、幅広くボランティアを募ることにより、世代や地域を越えた交流と絆を深める。	H25, H27, H28, H29	H27, H28, H29, H30	板倉区総合事務所産業グループ	5月14日	5月14日	課題なし	
3	～恋する高原～ 板倉区光ヶ原高原にぎわい創出事業	板倉区光ヶ原高原にぎわい創出実行委員会	①、③	602	540	市外からの誘客及び板倉区内の世代間交流を促すことを目的とし、住民参加型で実施する婚活事業を実施する。板倉区の自然や歴史、観光スポットの魅力を婚活参加者にPRするだけでなく、板倉区の特産品である蕎麦を使った婚活イベントを実施し、板倉区の特徴を活かした観光振興を行う。	H29	H29, H30, H31 (3年以上継続)	板倉区総合事務所産業グループ	5月14日	5月15日	課題あり	光ヶ原高原センター使用に際しては、行政財産目的外使用の申請を行うとともに、建物内では火気を使用しないこと。
4	みよしの里美化事業	みどりやすらぎグループ	①、②、③、④	1,023	1,000	観光地として確立することを目指し、糸しんの里やすらぎ荘周辺の河川の土手に芝桜を、休耕田に菜の花を植栽する。地域の中学生にも植栽作業に参加してもらうことで、子供たちの自然・植物・景観に対する関心を深めるとともに、地域住民と子供たちの交流を図る。	H27, H28, H29		板倉区総合事務所産業グループ	5月14日	5月15日	課題あり	やすらぎ荘周辺整備用地の使用に際しては、行政財産目的外使用の申請を行うとともに、整備箇所を適切に管理すること。
									農業委員会事務局	5月14日	5月16日	課題あり	①問合せの農地は中山間地域直接支払交付金対象農地です。今年度の水稲生産実施計画書によれば、「そば」の作付が予定されています。 ②事業の実施スケジュールによれば、10月に土壤改良を行い菜の花の種まきを行う予定であり、「そば」の収穫後に行うのであれば問題ないと思いますが、直払対象農地として、今後も畦畔とかんがい機能を有していることが必要となります。
5	地域に残る伝説の紙芝居作成と情報保存事業	寺野玉手箱グループ	①、②、④	259	258	地域に伝わる昔話等を子供たちに伝承していくことを目的に、地域住民が世代を超えて協力し、地域の昔話や伝説、郷土の偉人についての紙芝居を作成する。完成した紙芝居をイベントで披露するとともに、デジタル処理することによりプロジェクター等での上映も可能にする。	H24, H26		共生まちづくり課	5月14日	5月14日	課題なし	歴史資料等の中には差別を受けていた人々の歴史が記されている場合もありますので、その際は取り扱いにご注意ください。
-	市民参加による演劇公演事業	寺野の自然と暮らそうサポートセンター	③	593	422	演劇の舞台としての農村・里山の魅力を発信し、地域交流の活性化と人口拡大を図ることを目的に、演劇ワークショップを開催する。また、ワークショップ参加者が演劇の舞台づくりから舞台上での演技まで携わる、市民参加型の劇団Rose座の公演を行う。	H29	H29, H30	板倉区総合事務所総務・地域振興グループ	5月14日	5月14日	課題なし	
									板倉区総合事務所教育・文化グループ	5月14日	5月15日	課題あり	旧寺野小学校体育館部分は板倉地区公民館寺野分館であるため、利用の際は「上越市立公民館条例」に基づき利用申請を行い、使用料を納入すること。
									自治・地域振興課	5月14日	5月18日	課題なし	
7	寺野地区の魅力発信のための「積雪世界」周知事業	寺野地区活性化推進委員会	②	422	421	寺野地区柄山集落が持つ「人が暮らす土地における積雪量世界」の記録を周知し、後世に伝えることを目的に標柱と看板の整備を行うとともに、区内の小中学校へ、またはイベントでの周知活動を行う。	H23, H24, H25, H26, H27, H28, H29		板倉区総合事務所産業グループ	5月14日	5月18日	課題あり	パークみよし野内の使用に際しては、行政財産目的外使用の申請を行うとともに、看板設置箇所を適切に管理すること。
8	箕冠城址公園観光・美化事業	山部地区連絡協議会	①、②、③、④	213	212	箕冠城址公園をPRするポスター及びパンフレットの作成・配布により、公園の知名度の向上を図る。また、地域への愛着を深めるとともに、訪問客とリピート客の増加を図るため、地域の小学生と地域住民が共同で公園内にミツバツツジを植栽する。	H24, H25, H26, H27, H28, H29		板倉区総合事務所産業グループ	5月14日	5月15日	課題あり	箕冠城址公園の使用に際しては、行政財産目的外使用の申請を行うとともに、整備箇所を適切に管理すること。
									文化行政課	5月14日	5月18日	課題なし	ポスター・チラシについて、確認のため事前に当課に見せていただきますよう、お願いします。
9	板倉ネクストシアター事業	くびきの演劇人連盟	③、④	212	211	演劇公演による地域の文化振興、まちづくりを推進することを目的に演劇祭を開催し、普段、観劇の機会が少ない人達に生の演劇を見てもらうことで刺激と活力を醸成する。		H30, H31	板倉区総合事務所総務・地域振興グループ	5月14日	5月14日	課題なし	

平成30年度 地域活動支援事業提案受付一覧 (担当課所見)

当日配布資料

受付番号	事業の名称	団体等の名称	板倉区採択方針	事業費等(単位:千円)		事業内容の概要	過去の提案状況(下線は同一事業)	長期計画に基づく事業	担当課所見				
				事業費	補助希望額				担当課	依頼日	回答日	所見	特記事項
10	「糸しんの里いたくら歴史散歩」改訂版作成および地元の歴史・伝承普及活動事業	板倉郷土史愛好会	①、③、④	669	668	「糸しんの里歴史散歩」を読みやすく、見やすいものにする ことで、糸しんの里いたくらの歴史、文化遺産等の魅力を、 全国へ発信するガイドブックとする。また、地元小中学校及 び高校で、郷土の歴史・文化・先人の遺した遺産を座学に加 え実際に現地でも学び、郷土を深く理解し、郷土愛・ 郷土への誇りを育成する。	H22, H23, H25, H27		板倉区総合事務所 教育・文化グループ	5月14日	5月15日	課題なし	課題はないが、下記依頼事項あり。 板倉地区公民館図書室への改訂版の配布計画において、地元 であることから、高田図書館等と同数レベルをお願いしたい。
									文化行政課	5月14日	5月18日	課題なし	改訂後の冊子について、参考とするため当課へ1部寄贈(難し い場合は貸与)をお願いします。
									共生まちづくり課	5月14日	5月14日	課題あり	①地域の歴史には差別を受けていた人々の歴史もあり、関係す る記述や古絵図等を掲載する場合は、配慮が必要です。 ②改訂版の作成に当たっては、記述内容に配慮いただくとも に、古絵図等を掲載する場合は、所蔵者(書籍から転載する場 合は出版先)の許可を得てください。また、資料の所蔵者を明示 してください。
11	栗沢桜の里づくり事業	栗沢桜の里をつくる会	③、④	1,028	1,000	栗沢地内のくびき野パノラマ街道に臨む地に、桜を中心にし た癒しの里を造り、地域住民相互はもとより、来訪者と交流 する場にする。	H29	H29, H30, H31, H32, H33	農業委員会事務局	5月14日	5月16日	課題なし	問合せの農地はいずれも現況が農地ではないため、農業委員 会として問題なし。問い合わせの土地15筆のうち、4筆は別紙 写しのとおり昨年7月に非農地証明済みであり問題なし、他の1 1筆の地目は原野である。
									板倉区総合事務所 建設グループ	5月14日	5月14日	課題あり	地すべり防止区域内における行為が、制限行為に該当する。 場合は、届出が必要になる。「地すべり等防止法施行令」地すべ り防止区域内における制限行為参照)
12	増村朴齋先生生誕150年記念遺墨展並びに恩師・詩友遺墨お宝展事業	特別展実行委員会	②	556	555	増村朴齋先生の遺徳を偲び、先生の遺墨を鑑賞するととも に、先生の交遊の広さを多くの方から知ってもらうため、恩 師や詩友の作品を鑑賞する「お宝展」を開催する。			文化行政課	5月14日	5月18日	課題なし	
									文化振興課	5月14日	5月14日	課題なし	
									板倉区総合事務所 教育・文化グループ	5月14日	5月15日	課題なし	
13	県道上越飯山線改良促進に向けた光ヶ原高原の活用支援事業	光ヶ原夏まつり実行委員会	①、③	760	759	近年、光ヶ原高原の集客が減少傾向にある中、県道改良促進 の一端を担うため夏まつりを実施し、日本海を望む雄大なパ ノラマや上越市自然環境保全地域に指定されている「みずば しょうの森」「わさび田の森」などの自然環境をPRすると ともに、光ヶ原の賑わいを創出する。	H29	H29, H30, H31, H32, H33	板倉区総合事務所 産業グループ	5月14日	5月15日	課題あり	光ヶ原高原センター使用に際しては、行政財産目的外使用の申 請を行うとともに、建物内では火気を使用しないこと。
				7,233	6,940								

板倉区配分額 6,400 千円  
希望額と配分額の差額 △ 540 千円

平成30年5月22日

板倉区地域協議会委員 様

板倉区区地域協議会  
会長 平井 達夫

地域協議会委員合同研修会の開催について（案内）

日頃から、地域協議会の運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、牧区、中郷区、清里区及び板倉区の地域協議会委員による合同研修会の開催について、下記のとおり案内がありました。

つきましては、御多用のことと存じますが、地域協議会委員の皆様から御出席くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 平成30年7月11日（水） 午後4時から
- 2 会 場 板倉コミュニティプラザ3階 市民ホール
- 3 内 容 ① 研修（1時間）  
テーマ：中山間地域の振興について  
講 師：特定非営利活動法人地域おこし  
理事・事務局長 多田 朋孔 様  
演 題：地域の未来は自分たちで創る！池谷集落の取り組みより  
② 質疑応答（10～20分）
- 4 その他 研修会終了後、午後6時からやすらぎ荘（上越市板倉区久々野 1624-1）にて情報交換会（会費：5,000円）を予定していますので、あわせて出席をお願いします。  
出欠について、6月22日（金）までに下記担当へ御連絡ください。  
研修会は費用弁償の対象となります。  
会場と総合事務所の移動（往復）は、バスを用意します。

担 当

上越市板倉区総合事務所 総務・地域振興グループ 村山  
〒944-0192 上越市板倉区針 722-1  
電話：0255-78-2141（内線123） FAX：0255-78-3984